

ユキマサ君の相続事件簿



第1話

『茨城家の相続～代襲相続・数次相続～』の巻

ネコ界の行政書士を目指すネコのユキマサ君は、飼い主である行政書士のくらしもる先生の事務所で、さまざまな相続案件に出会います。

この物語を通じて、相続の実践的な相談事例・法令知識や、相続に関する手続きなどを一緒に整理していきましょう。

※この物語はフィクションです。登場する個人名・団体名などはすべて架空のものです。

偕楽園で今年はじめての梅の花がようやく匂い始めた令月の頃・・・ユキマサ君が事務所の窓辺に丸くなって通りを眺めていると、「こんにちは・・・」と、白髪のご婦人が、くらし事務所を訪れました。どうやら相続のご相談のようです。くらし先生と一緒に、ユキマサ君もすぐそばに座って相談を訊いてみることにしました。

相 = 相談者 **行** = 行政書士

相 茨城よし子と申しますが・・・3ヶ月前に主人が他界しまして、二人の息子のうち、農家を継いでいる長男に全部相続させたいのですが、実は10年以上前に亡くなった主人の父親の相続手続もまだなんです。

長男が耕している田んぼは、義父と主人のものが混ざっちゃってますので、これを機にすべて長男に相続させてスッキリさせたいと思っています。

くらし先生は、メモ用紙にさらさらとペンを走らせ、

行 わかりました。ご主人の相続手続と、お義父さんの相続手続が必要ですね。

どちらも、ご遺言は無いですね？

そうすると、それぞれ、法定相続人の全員で遺産分割協議をして、遺産分割協議書を作成することになります。

まず、お義父さん（茨城 一郎）の相続の法定相続人を確認しますので、ご主人の兄弟姉妹を教えてください。

相 主人（茨城 孝一郎）には、姉がいますが、義父より先に亡くなって、甥がいます。

あの、姉の夫（常陸 太郎）は相続人にならないですよね？ ちょっと連絡を取りづらいなんですけど。

あと、主人の母は早くに亡くなってますので、義父は再婚していて、後妻さんとの間に生まれた弟（茨城 平）がいます。

この弟は商売をしてましたが子どもがいないので、養子（茨城 剛）をとっています。

後妻さんも弟も義父より先に亡くなってますが、弟の養子は相続人になりますか？

〈参考条文〉

第727条

養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるのと同じ親族関係を生ずる。

民法第887条第1項

被相続人の子は、相続人となる。

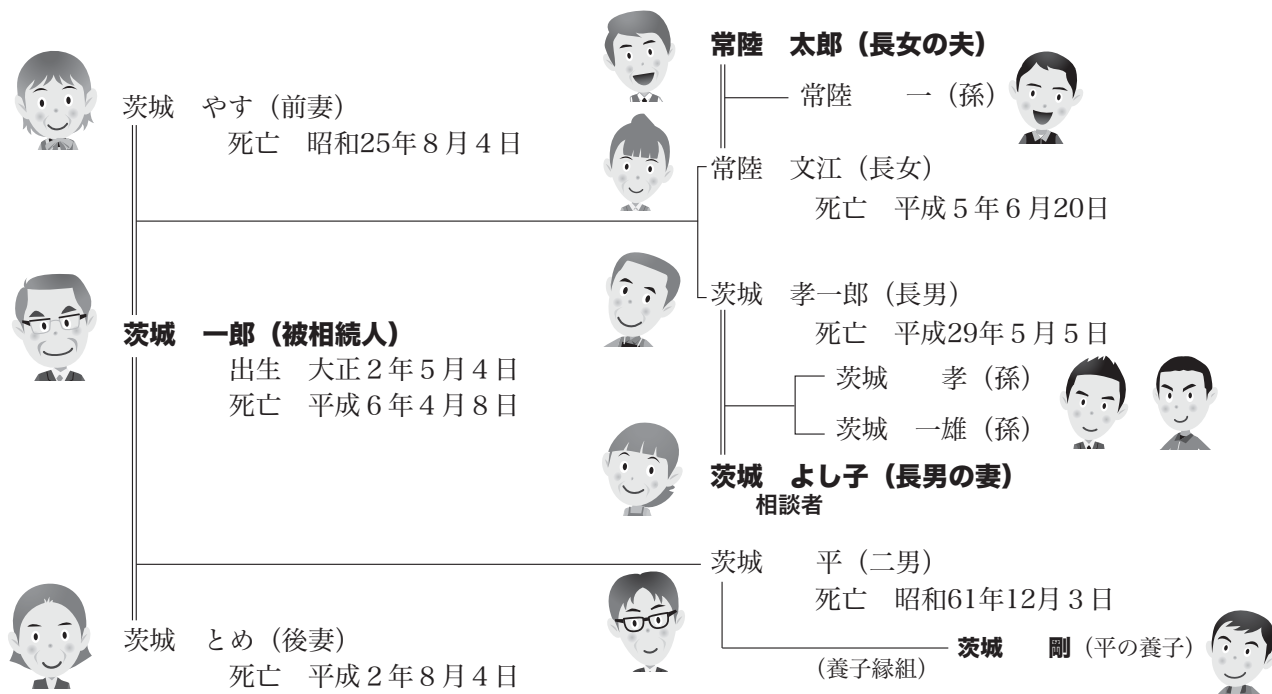
第2項

被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、（中略）その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

第890条

被相続人の配偶者は、常に相続人となる。（後略）

被相続人 茨城 一郎 相続関係説明図



上のような図を作成して、くらし先生は茨城さんに説明しました。

行 お姉さん(常陸 文江)は、お義父さんより先に亡くなってますので、甥ごさん(常陸 一)がお義父さんを代襲相続します。

お姉さんの夫は相続人にはなりませんよ。

お義父さんと後妻さんとの間に生まれた弟さん(茨城 平)は、生きていれば相続人ですが、亡くなってますので、弟さんの養子の剛さんは法定相続人になります。養子は縁組の日から嫡子と同じなんですよ。

あと、ご主人(茨城 孝一郎)はお義父さんの後に亡くなってますから、息子さんたち(茨城 孝、茨城 一雄)のほか、奥さん自身(茨城 よし子)も相続人になりますよ。

今伺ったお話しでは、法定相続人になるのは、常陸一さん、奥さん、息子さん二人と、茨城剛さんですね。

皆さんの遺産分割協議書へのご実印押印と印鑑証明書・現在戸籍等が必要になります。

相

まあ、そうなんですね！じゃあ、皆さんにお話ししてみます。

行

あと、相続手续をするためには、お義父さんの除籍謄本を集めて、他にも相続人がいないかきちんと確認する必要がありますよ。

茨城さんの依頼を受けて、くらし先生がお義父さんの戸籍を調べてみると、実は被相続人には、他にも養子縁組した子どもがいることが分かりました。

(つづく)



(文：石神 敦子)